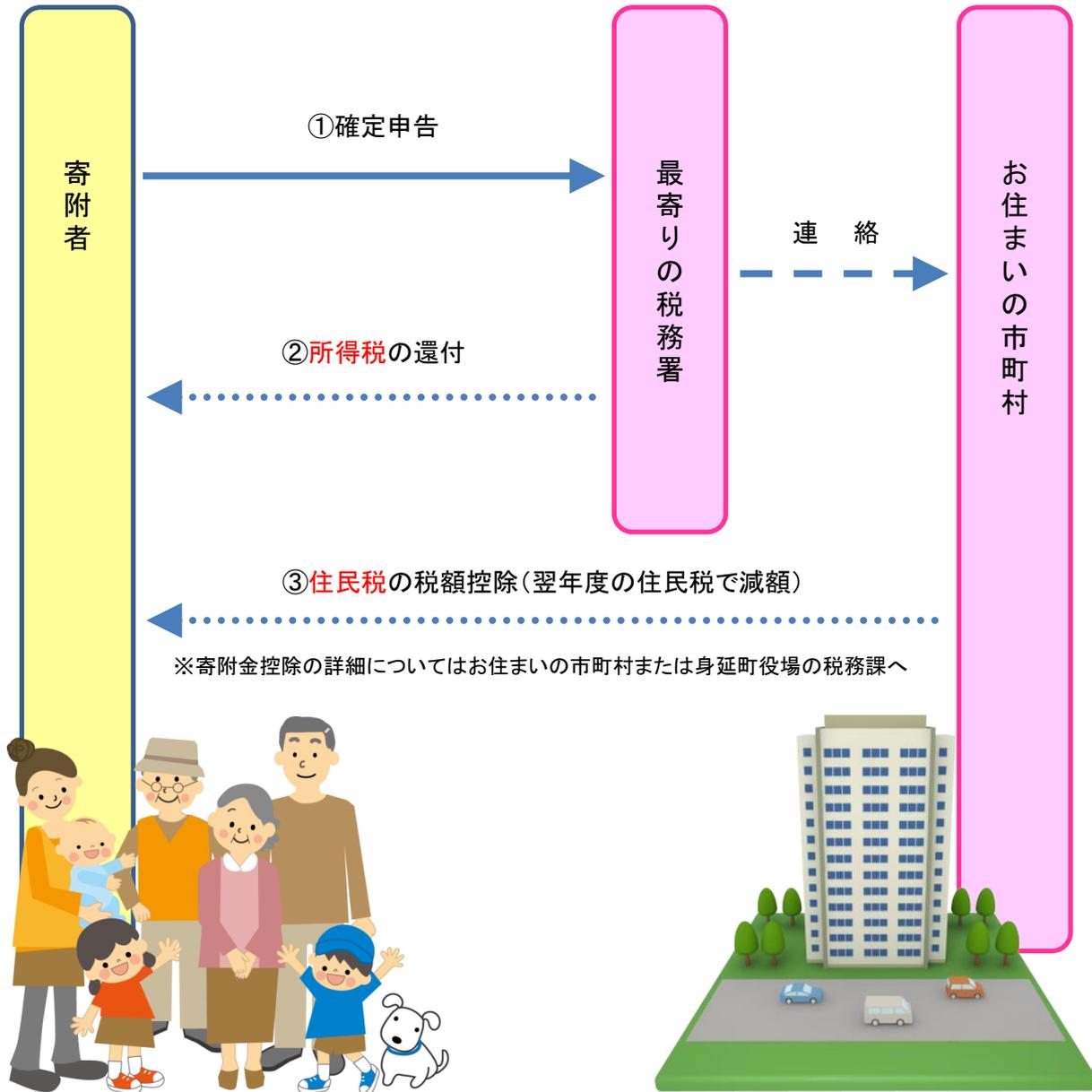


「身延町ふるさと応援団(ふるさと納税)」の寄附金控除

身延町への寄附金のうち、所得税及び個人住民税の2,000円を超える部分の金額について、一定の限度まで控除を受けることができます。

所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年度分の住民税から控除されます。

寄附金控除の手続き



※所得税の還付、住民税の控除を受けるためには、寄附をした翌年の確定申告期間中に、最寄りの税務署へ確定申告を行う必要があります。なお、申告の際には、寄附金受領証明書が必要となります。

身延町ふるさと応援団の寄附金控除に関するお問い合わせ

身延町役場 税務課
〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350
電話番号:0556-42-4803 FAX番号:0556-42-2127